

会議名 (審議会等名)		平成22年度第1回川西市都市景観形成審議会		
事務局 (担当課)		まちづくり部 まちづくり推進室 都市計画課 内線(2921)		
開催日時		平成23年2月14日(月)午後2時～午後4時		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	安食慎太郎・李暎一・岸本幸臣・太田尊靖・多淵敏樹・光岡幸子		
	その他			
	事務局	菅原・芝・廣瀬・奥田・萩倉・向・八尾		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>報告</p> <p>①「わがまち再発見！」写真展～第5回までの総括～</p> <p>②「わがまち再発見！」景観フォーラム(2月9日開催)について</p> <p>③兵庫県景観重要建造物の指定について</p> <p>④自動販売機の自主景観ガイドラインについて</p> <p>議題</p> <p>(1)議案第1号 川西市都市景観形成審議会における正・副会長の選出について</p> <p>(2)今後の景観の取り組みに向けて ～わがまちの景観はどうあるべきか～</p>		
会議結果				

事務局

(開 会)

お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただ今から、平成22年度 第1回「川西市都市景観形成審議会」を開催させていただきます。

私、本日の司会進行をさせていただきます、まちづくり部まちづくり推進室長の 芝 でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、川西市都市景観形成審議会の開催にあたりまして、まちづくり部長の 菅 原 よりご挨拶をさせていただきます。

部長

(部長開会 あいさつ)

事務局

それでは、平成22年度 第1回の審議会となりますので、本審議会委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。

(委員紹介)

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは、委員の出席についてご報告させていただきます。

委員7名の内、本日ご出席いただいておりますのは、6名でございます。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市景観形成審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

それでは、本日の次第により進めさせていただきます。

まず、2の報告を、事務局より順にさせていただきます。

①「わがまち再発見！」写真展 ～第5回までの総括～について、報告させていただきます。

事務局

(事務局 ①の報告)

ただいまの報告に関しまして、何か質問、意見等ありますでしょうか。

委員

写真展は楽しみにしており、非常にたくさんの写真の出展があり、我々の気付かなかった里山の風景などが注目され、市民の皆様が景観の大切さを認識していただいたということで写真展の効果は非常に大きかったと思います。一方、気になりますのは、都市景観形成審議会という我々の議論

の中で、一番問題な都市景観というものが非常に無秩序に乱雑になってきている現状に対して、秩序ある美的な都市景観とするために、どのようにして行くのかということが非常に重要な課題であります。自然風景や里山風景、優れた景観の建物などの発見、PRすることも重要で、大切なことではありますが、一方で、都市に非常に美的な調和とかけ離れたものがまちに形成される中で、この「わがまち再発見！」というものが繋がっていき、5年経ったので、何か提言できないものかと思えます。次のフォーラムの報告の後で関連して考えてみたいと思えます。

事務局 他にございませんか。

続きまして、②「わがまち再発見！」景観フォーラムについて、去る2月9日に実施いたしましたので、事務局より報告させていただきます。

事務局 (事務局 ②の報告)

ただいまの報告に関しまして、何か質問、意見等ありますでしょうか。

委員 参加者の65名は、どのような方々でしたか。まちづくりに少しでも関わっている人はどの程度おられましたか。

事務局 写真応募して頂いた人が多数と、写真展を協働で実施しましたNPO法人川西再発見の方々や近隣都市の行政職員のほか、広報等を見て来られた市民が10名ほどおられました。

委員 久先生から「わがまち再発見！」のプロジェクトを一般地域の生活景の景観形成にどう繋げていくのかということを考えることが大切であるということについて、ヒント、提案、事例紹介はありましたか。

事務局 会場からも「写真展の後に続く景観施策の展開」を期待する意見のある中で、久先生からは、「一番手っ取り早く取り組めることは、まちかど、家なみの花作りであり、向こう三軒両隣からも取り組むことが出来る」という提案があり、生駒市でも成果が上がっている旨の報告がありました。また、秩序を生み出す「啓発、誘導、規制」の手法において、まずは、啓発から取り組み、そして誘導、規制へと推進していくのが望ましい中で、啓発に関しては、無いものを探すのではなくて、今川西にある資源をどう活かし、どう共有するかということ、一人で見てもわるのではなくて、大勢で歩いて見てもわり、沢山の人で語らいながら、一人では気付かないものを発見し、感性・感受性を高めることが大事であるという話がありました。市民の方々がどう景観を守っていくのか、つくりあげていくのか、市民がどう関われるのかという視点において、今までのように市民からの要

望を聞いて、市が主体的に対処するのではなくて、協働で事業を進めていく方策を検討することが大切であるということ強く思いました。

委員

高度成長期には、景観に配慮するということが定着しておらず、バラバラのまちが出来てしまった。既存の良いまちなみで、この近辺で一番思い当たるのは、篠山の例ですが、50年ぐらい前から我々が何度も仕掛けて行ったんですが、ようやく、地域の皆さんが、かつての自らのまちの良さを何とか活かして行くことを認識する中でまちなみの重要伝統的建造物群保存地区に指定されました。それはやっぱり、地域の人々の意識がそういう方向に向かないとなかなか難しい。川西市においても、古い伝統あるまちなみがだんだん崩れてきているように思います。アンケートを読ませて頂いた中で、「古い良いものを残して行くべきだ。」という意見があったが、自然だけではなくて日常の佇まいについても、大分、皆さん関心があるようであり、古い伝統的なものを評価する、そういう機運がこの写真展において出てきているので、そろそろ行政においては仕掛けに入る時期に来ているのではないかと思います。今から仕掛けたとしても、1年や2年ではうまくいく訳はないので、10年ぐらい先を見越して仕掛けをどんどんやって行く。その一番始めが「わがまち再発見！」ということで少し醸成されたなというふうに思います。これから10年先は、日本も人口も減ってくると想定される中で、きっちりと方向性を打ち出したら市民の皆さんも十分にご理解していただける段階になっているのではと思うので、そのあたりをどうぞよろしくをお願いします。

委員

川西らしさ、地域らしさ、地域づくりという漠然としたことに対して、久先生より、何か他都市等におけるそれらに関して、何か具体的なヒントとなる話がありましたか。また、写真展により、良いところに気付き、啓発された中で、高齢者も増えている中で、出かけて見たいと思ってもなかなか機会がつかめないこともあって、バスツアーなどを組んでもらったら良いと思いますがいかがでしょうか。

事務局

浪花百景や花札の話为例として、それぞれの地域における花や鳥、四季折々の移り変わりなど、驚かされる程の自然の表情の豊かさが日本の良いところであり、そのような中で、各地の地域らしさが生まれ育まれていているという話がありました。

事務局

ロードサイド型の景観は、全国チェーン店などのため、全国どこでも同じようなものとなっているという話がありました。地域らしさということに関して、例えば、奈良の今井町、富田林の寺内町のように生活そのものが昔のままで、風が入ってくるような生活の不便さもあるが、そういう生活の中からこそ、地域独自の景観が出てくるのではないかという話がありました。

また、写真展で出てきたものを川西の地図に落としてみたら、プロットの  
ない空白の部分が現れます。それは、応募者の多くの眼が自然景観など  
にいており、都市景観の方には向いていないのではという指摘がありま  
した。このような空白部分のところを生活景と表現されました。景観づく  
りの中で市民の皆さんが大いに関われる部分というのは、自分たちの建物  
や暮らしの景観であり、そういう生活景という我々の身近な景観に眼を向  
け、啓発することがこれからの景観づくりに役立つという話がありました。

事務局 他にございませんか。

続きまして、③兵庫県景観重要建造物の指定について、事務局より報告  
させていただきます。

事務局 (事務局 ③の報告)

事務局 ただいまの報告に関しまして、何か質問、意見等ありますでしょうか。

委員 川西市都市景観形成条例の第31条に景観建築物等の指定制度がある中  
で、市の指定よりも県の指定が先となったのは、取り組みの順序が逆であ  
ると思います。市が独自でどんどん指定できる制度であるので積極的にそれ  
を使うべきですね。

委員 平安邸は、国の登録文化財になっているんですね。登録の申請について  
は、丁寧な配置図や平面図があれば、今は昔に比べて、比較的簡単に指定  
されることになってきています。尼崎市でも都市美形成建築物として指定  
された28件のうち、壊れたものを除いて、今ある18件のうち、7件に  
ついては、所有者が国の登録文化財の指定をされてもいいということで手  
を上げて、7件とも指定を受けました。市の都市美形成建築物の指定につ  
いてはあまり喜ばれなかったが、国の登録文化財に指定されたことには大  
変喜ばれました。外観さえ変更しなければ、内部は自由に変更できます。  
登録文化財に指定されると設計上の補助はあるが、維持管理上の補助金は  
ありませんが、遺産相続の時に控除があります。また、国が登録してくれ  
たということに対して非常に喜ばれ、非常に大事に建物を保存したいとい  
う気持ちになってくれるんです。だから、こういういろんな仕掛けを市が  
積極的にやらなければならないと思います。登録文化財は、文化財である  
ので、社会教育がやることと思いますが、尼崎市では都市計画課がやりま  
した。いろんな形でこれまで写真展で啓発してきた以上に勝負していく必  
要があるのではと思います。少なくとも昭和40年以前の建物で、ある程  
度良い建物であれば、ほとんど登録文化財に指定されるのではと思います。  
そういう制度もあり、景観法も出来た中で、仕掛けをこの際、一生懸命考  
えていくべきだと思います。これからどんどん団地が増えていくような時代

ではないので、川西市においても今からがチャンスだと思います。

委員

兵庫県の景観重要建造物に指定されてということですが、これは、本来、市に景観条例がない地域が県にお願いするものだと思いますので、普通は、阪神間であれば各市が景観条例を持っているので、まず、市の方で指定をしておいて、抜群のものを県が再認識するというのが普通ではと思います。県からの推薦の依頼があり応募するのも良いことではあり、指定を受ければ、改修工事費の補助などの実利もあります。まず自分のところで指定するなど下から積み上げていくようにする方が良いと思います。今後は、市の指定についても検討していくとありますが、これは、県の指定を受けた2物件についてのことなのか、今回のようにならないよう積極的に指定をしようとする事なのか、どちらですか。

事務局

両方についてやっていこうと考えています。

委員

国の場合は指定により税制上のメリット等がありますが、市の指定において、所有者に制限を課すだけではなくて、何かインセンティブを高めていくような方策をお考えですか。

事務局

今のところはありません。所有者に制限を課すだけではなくて、何か考えなければと思っています。

事務局

川西市と他市との違いは、新たに昭和40年代に入ってきた人が圧倒的に多い中で、地元の景観資源や風景について十分理解が出来ていない。昔の懐かしい景観といっても知らない人が多い。景観条例が出来、駅前景観形成地区等が指定されたがその後続いていない。この5年間写真展を実施して、少し意識的な喚起がみられたかなというところで止まっているなか、もう少し進めて、自らの地域の誇らしい景観について、守りたい、残していきたいという機運が高まってきた中で行政としてもそれに対する支援を考える状況かなと思います。それと、市域において圧倒的にニュータウンが占める中で、いわゆる古い建物というのは、地盤が元の村の中の建物で、それもかなり更新が進んでおり、例えば黒川地区というような所になるのですが、そういうものに対して何か指定をかけて行くにしても、地元も誇らしいという気持ちになれる醸成ができて、また、市民もやっぱり守りたいというそこらへんの思いの一致ができて初めて景観行政になるのかなと思います。

今回、写真展の中で人気を博したエドヒガン桜を守り育てる運動が始まっており、ひょっとしたら川西市の景観とは、こういうところから始まる形もある。もちろん、委員の先生がおっしゃられる重要な建物、残したい風景というものは、あくまでも、建物と自然とが一体となったものが川西としての景観という感じもありますが、どういうことで進めていったら良

いかということですが、残念ながら事務局としての案がありません。この後の景観施策の取り組みに向けてのディスカッションでご提案していただいた上で、今後の進め方を考えていきたいと思っています。また、写真展で集めたものは、パーツとしては、それぞれ貴重な景観資源でございますので、これを活用して、市民の守りたい風景、守りたい景観として加味しながら最終的には何か規制していくということが出来たらと思うのが事務局の考えですのでよろしくご指導お願いします。

委員

今のエドヒガン桜の話ですが、文化財として何とか今年中に指定するような方向で、3月末に現地踏査をして、夏ぐらいに正式に教育委員会に対して、文化財審議会としてどの範囲をどういう形で指定するかを検討しているようで、非常に大事な文化財、史跡、名勝として指定されることとなると思いますが、一番大事なのは、人の住まれているところの良い建物を残していくということ、もう今やらないとダメになるという感じがします。是非ともこれから大変ですけれど頑張って欲しいと思います。

事務局

他にございませんか。

続きます。④自動販売機の自主景観ガイドラインについて、事務局より報告させていただきます

事務局

( 事務局 ④の報告 )

事務局

ただいまの報告に関しまして、何かご質問ご意見はございませんか。

委員

今あるものについての適用は、どうなりますか。

事務局

今あるものについては適用されず、新しく設置されるものについて適用することになります。

委員

この自主景観ガイドラインにおける色彩については、パンフレットにおける例示が1色のようにありますが、全国的にそういうことになっているのですか。京都などは、暗い茶系統の色彩となっていると思います。ガイドラインの目的が自動販売機の色彩が目立ち過ぎないように配慮することであるので色彩の指定については、柔軟に考えることも出来るのではと思います。以前に行ったアンケートによる川西市のCIカラーを使うということも考えては。

事務局

駅前地区景観形成地区内における自動販売機の色彩についての基準がない中で初めてということで、モデルケースとして自動販売機の自主景観ガイドラインの色彩を導入したということで報告させていただいた状況です。今後の景観施策の取り組みの中で更に検討を加えていきたいと考えて

おります。

事務局

他にございませんか。  
以上で、報告については終了させていただきます。

事務局

それでは、続きまして本日の議題に入らせていただきます。  
なお、本日は、委員の新任期後、最初の審議会となりますので、正・副会長が決まりますまで、仮議長を部長として、議事進行をさせていただきたいと思っております。  
それでは、部長、お願いいたします。

仮議長

それでは、正・副会長が決まりますまで、本日の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

仮議長

議案第1号「川西市都市景観形成審議会における正・副会長の選出について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

川西市都市景観形成審議会規則第5条によりますと審議会には、会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選により定めるとあります。これにより、従来から慣例といたしまして、事務局（案）を提案させていただきまして、ご承認をいただいておりますのが常でございます。

ただいま、事務局（案）という提案がありましたが、ご異議等ありますでしょうか。

委員

異議なし

仮議長

ありがとうございます。ただいま、異議なしとの声がありましたので、事務局の案がありましたらお願いします。

事務局

事務局（案）ということですが、事務局といたしましては、前期に引き続き、本審議会の会長には多淵委員に、副会長には岸本委員にお願いしたいと考えております。

仮議長

ただいま事務局の方から、会長に多淵委員、副会長に岸本委員との案がありましたが、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員

異議なし

仮議長

ありがとうございます。  
それでは、本審議会の会長には多淵委員に、副会長には岸本委員にお願い



いたしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、正・副会長が決定いたしましたので、ここで議長席を交代させていただき、議事進行につきましては、多淵会長にお願いしたいと思います。多淵会長、会長席の方へお願いいたします。

事務局　それでは、就任の挨拶を多淵会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長　私よりも、もうそろそろ、〇〇委員に会長をお願いした方が良く思っていたのですが、前期に引き続いてということでございますので、私が司会役をさせていただきます。どうぞよろしく願致します。

事務局　ありがとうございました。それでは、これより議事進行につきましては、多淵会長にお願いしたいと思います。よろしく願致します。

議長　それでは、引き続き議事進行をさせていただきます。先ほど、いろんな意見が出ていましたが、まず、それでは、「今後の景観施策の取り組みに向けて、～わがまちの景観はどうあるべきか～」、このことについて、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

事務局　（事務局説明）

議長　ただいま、事務局から説明がありましたので、皆さんのご意見を頂戴したいと思いますのでよろしく申し上げます。

今の説明を伺いますと、市の担当課としては、こういう方向で進みたいというのではなくて、皆さんのいろんなフリーなディスカッションの中から方向性を見出していこうということと理解してよろしいのでしょうか。それとも、ある程度、ここまでは行きたいというのがあるのでしょうか。

事務局　ございません。フリーなディスカッションでお願いします。

委員　昨年、写真展で人気のある場所をバスツアーでも組んでみたらという提案もありましたがその後どうなっていますか。黒川のダリヤ園は、秋には大変な人気ですが、駐車場が少ないので路上駐車が多くて事故の危険もあり、また、黒川小学校も県の景観形成重要建造物に指定されるなど来訪者も増えると思われるので、積極的な駐車場対策を望みます。それと、多田神社近くのカラオケボックスとパチンコ店ですが、あんな派手で賑やかな色彩やネオンの建物がなぜ建築することができるのかと不思議に思うことがある。駅前地区の自動販売機の色彩の指導よりこの問題の方が大きいのではと思います。

- 議長 ご意見ありがとうございました。今のご意見に対して何かありませんか。
- 委員 パチンコ店などの建物においても、早い段階から指導出来るならば、建替や塗り替えに際して、多田神社の周辺の緑の多い森の中に溶け込むような色彩を採択することにより良い建物が建築出来るのではないかと思います。
- 議長 姫路市は、姫路城周辺の一定の地域において、保全区域として景観上変な建物はつukれないこととなっている。やっぱり、景観条例を改正するのならば、多田神社周辺についてもこれと同じように、景観の保全について景観法による地域指定をして、これまで踏み込んでなかった基準をつくることにより、変な建物は排除できるのではないかと思います。また、先ほど話にありました黒川地区のことですが、小学校周辺などの一定の地域については駐車を禁止とすることなど、景観上に関わる問題としてこの条例の中に書き込んでいけるかもしれない。法律上の問題も色々ありますので、そういうことも含めて今後検討したらどうかと思います。それと少し気になりますのは、これまで5年間の写真展をして、景観の資源がある程度わかったということをおっしゃっている中で、あれだけが全部だと思ってもらったら困るんです。いわゆる専門家の眼で見て、これは、この地域では、こういうふうには保全した方が良いという地域がまだ旧村落の中にはいっぱいあると思います。そういうものをこれまでは、多田神社の森や、満願寺やその他色々なところを写されてはおりますが、それらは、市民がたまたま行って、おもしろいなという所を写したもので、組織的に調べたものではないので、だから今度条例を改正するんだったら、川西市全域のいろいろなものの名残りの状態を綿密に調べて、データベースとまでいかないかもしれないけれど、ある程度この地域はこういうような古いものが、目視でいいからどのくらい残っているか、どれくらい連担しているかというデータを今度は持ってやるべきだと。こういうデータがあったらその地域の人々にも説明出来るし、最近の地域の人には、何が何でも高い、いきなり何にもないところに高い5階建てを建てようなんて建築基準法上できても、そんなふうには思われる方は少ないと思いますので、説得できる資料にもなると思いますので、是非ともそういうことを誰がやるんだということになるんだったら、アドバイザーチームをつくるんだったら、アドバイザーチームが景観審査をするだけでなく、データベース作成というようなことについてもこういう組織がまず最初に来るんだったら活用したらいいのではないかと思います。ほかに何か意見はありませんか。
- 委員 今回の改定は大きく2点あると思いますが、議2-4ページの改正版届出フローの事前協議書の提出については、届出書提出の前の30日間とありますが、高さの変更などが生じた場合は、業者さんとの打合せや積算等に影響することになるので、非常にタイトな日程になると思いますので、

30日間で良いのかどうお考えですか。それと審査部会を設けたのは、いわゆる基準を満たしていても大型のものについては、審査したいのということでしたが、それじゃ、基準を満たしていなものについては本来の都市景観形成審議会に上げる、満たしているけれど慎重に審査しないとけないものは審査部会にかけるといふことであらゆる2本立てでと考へているか、それとも全て審査部会にかかるのかどのようにお考へですか。

事務局

1つ目の事前協議の期間のことですが、実際30日間では足りないかもしれないと思はれますので、建築物の内容により90日間とするような必要もあると思はれますが、あくまで現在は検討段階といふことで提示したものです。また、都市景観形成審議会の委員は7人ですが、審査部会のメンバーは3名程度と考へておはしまして、審議会の委員とは別の人で、イメージとしては、早く集まることが出来るなど機動力のあるメンバーをイメージしています。審査部会は、基準に適合していても大型のものや基準に適合してないものの両方について審査してもらふことを考へています。

委員

川西市の組織において、景観とか川西をどうしていくかについてコアとなる所管部署はどこですか。まちづくり部ですね。そのトップが菅原部長ですね。

事務局

総合計画で一定の方向性を決めて、その下で都市計画課が主管となりやっています。

委員

まず、ここで何かをしたいといふことがないといふ出来ないといふことですね。前回ここでの審議でどういふ話があったかといふと、まず、先ほどから出ている言葉でいふと、「啓発」、写真展をして市民を啓発する。そして一応市民の中である程度一応のコンセンサスを得たい。そういう一連にしたいといふことでした。そして、1年経ったわけですから、そうすると、今年からは、もうちょっと攻めていかなければいけないのではと思はれます。それで、今日の議題でどうあるべかともう一つのどうするべきかは、ペアでないといふあまり進まないのではといふ思ひが、まずします。それで議2-2のところにある市民を媒体として景観の切り口をつくっていくといふことは、それはすごく良いこととは思はれていますが、景観といふものの解釈は、いろいろあると思はれますが、要するにこのまちをどうすべきかといふことがまず最初にあつて、その中に景観はどんなのかといふことが語られないと、ただ景観だけで言つてもあんまり言葉だけが先走りして中身が何も無いといふことになる。例えば、課題の整理の中で、景観資源の周辺に景観資源と調和しない建築物等が出来ることを規制する。ここで言っている言葉で調和といふのは、ものすごく難しい話なのです。何が調和なのか。この中身に対して何かガイドラインはあるのですか。調和といふのは、昔のままにせいといふことなのか、古いものと現代的なもののバランスを

取れというものなのか、そうするとそのバランスをどう取るのかというと、その根拠は、非常に難しいものとなる。そうなると、中身が無いとただ単に調和することということを規制すると、何を根拠とするのかという話になると思う。それと議2-3ページの届出対象規模の見直しのところで、景観に与える影響などについて再考し、それらの数値等を見直すと思いますが、景観を数値だけで考えて良いのかと。もう一つ物理的なものだけではなくて、美的なものというものも景観には必ず要る訳ですから、そういったものをどう指摘するのか。そういったもっと細かいものの中身が伴わないと、これだけでもいろいろな問題が輻輳して出てくると思います。

それと、議2-4の点線の枠組みで囲まれた条例の中の事前協議のシステムができるだけでもすごいことですが。どこか先に具体的に実施している市はありますか。

事務局

西宮市が実施しており、今回それを参考に作成しています。

委員

西宮市でそれに関わった人を存じておりますが、要は、やる気がある人が一人でもいればものすごく進みますね。これについては強制力はあるのですか。

事務局

自主条例による規定であり、景観法に基づく委任条例の規定ではありません。それと、先ほどご説明ご指摘がありましたように、現在は定性的な基準により、多分に景観を語っておりますので、委員の皆様から専門的なアドバイスを得ながら、定量的に出来るものについてはそのように改正していきたいと思っています。

委員

ですから、それを議論するにはいろいろなものを語らねばならないのですが、例えば私が宝塚市でアンケート調査したのは、何を見て一番宝塚市を感じますかというアンケートを取ったのですが、宝塚歌劇や橋というようにいろいろなものが出てきましたが、川西市の場合では、どういうものになるのか。多田神社は当然出てくると思いますが、そういったものについてどうあるべきか、どうしていくべきか。いわゆる景観ストックと書いてあるところなのですが、これをどう活用していくかということのノウハウを今、全国の成功事例というのが沢山あるので、どんどん取り入れていく。川西と池田との違いというのも、一般市民のレベルではわからない。そういったところで、川西市と言われると、どういうものをイメージして欲しいかということから、多分、入っていった方がわかりやすいのでは。私は、専門的に都市ブランドというものをやっているんですが、都市もこれからは、あんまりネガティブではなくて、ポジティブに進めていかないと。要は、一番究極的な被害というのは、市民がどんどん出て行くということであり、出て行かないようにするためには、自分が住んでいるまちに対して何か誇りを持つとかステータスを持つとかそういうものがないとダメで。

そういった要素としては、沢山ある中で、それは目に見えない行政サービスでもそうだし、景観が綺麗だとか、住み心地が良いという話とか、また、観光客としても行って見たいまちとして何が求められているかという話も含めて景観を論じないと。ただ綺麗な景観を残しましょうということだけでは何にもならない。ですから、どうあるべきということと、どうするべきかということの両方あわせて議論をしていかないと。ただ、単に保存になってしまい、保全にまではいかない。そのへんはもうちょっと中身を補足していかなければならないと、今の報告を聞いて感じました。

議長

ありがとうございました。他に。

委員

僕は景観のコンサルタントとして、実際に他市のアドバイスをいろいろとしていますが、この事前協議書の提出のフローについてですが、当然建物であれば建築確認申請等の連動がございまして、構造計算等が済んでいる中では変更等の対応が難しくなるので、当然ながら少なくとも確認申請の前30日という表現とする必要があります。この事前協議はフローにおいては義務付けるのですか。義務付けないと意味が無いですね。

事務局

条例に位置付けて義務付けも含め検討していきたいと思います。

委員

それと、あとちょっとご発言で気になったのは、今の条例に合っていないものも審査部会にかけると言うことでしたが、条例に合っていないものは行政の方で当然何とか合わさせることであり、「何とか条例に合っているが何かしっくりこない、これはどうかな」というものが景観アドバイザー会議にかかるわけで、大概のものは景観アドバイザー会議にかかることが他市では多い。ですから、川西市においてもこれからは、行政としては、一応基準には合っているがこれで良いのかなというようなものについては、景観審議会なのか景観アドバイザー会議なのかは別にして、どんどん揉んでもらって活用なさらないと、何でもありというような話になってしまうのではないかという気がします。それと、実は平成5年に川西市の都市景観形成条例をつくった張本人は僕でございますけど、原案はもっと厳しい基準でしたが大分、柔らかくしてしまっただけです。そのまま、ずーっときてまして、具体の基準というのは泥縄になるかもしれないが、実際に現場に当たっていろいろとその時定めていたら良いのではということで、ぼやっとしたものしか定めなかったのも、それが、実はそのまま十数年ぼやっとしたまま成り行きで来てたということで、それがやっと今回みこしが担ぎ上がってきたのかなと思っています。少なくとも他都市でいろんな基準が出来ている程度のことにはしていかなければならないのではと思います。

ただ、もう一方で私は芦屋市のお手伝いをしていますが、芦屋市は全然具体的な基準は定めていない。逆にね。芦屋市は国の景観法に基づく景観

地区を全市にかけている。凄まじい。これは、ちょっとやり過ぎなんですけれど、東の鎌倉、西の芦屋ということで補助の方も国から出たということで強引にやったという経過もありますが。ですから、とにかく箸が転んでも全部これがかかるというところまでやっているわけですね。にも係わらず、その中で中身の数字は一切無い。まあ芦屋市は本当にご担当が体を張ってチェックをやっているというところがございまして、僕は一方ではそれはそれでいいのかなと思っています。要は良い人がおれば出来る。体を張ったら出来る。そういう方法もあるし、逆に数字を定めて「この数字をいらわなければあとはすっと通るねん」というのも本当かなと気持ちもちょっとしますので、そこらへんは数字数字というふうにこだわる必要はないのかなというふうに思っていますので、臨機応変にしてもらったら良いと思っています。

西宮市の場合は、マンションについて緑視率とかいろんな規制をしていますね。マンションだけですね。他のものについてはそんなこと適用していませんね。それは西宮市さんが、次から次へと震災後にマンションが建ったので、そこを集中的にコントロールしようということで、思いというのは、はっきりしている訳です。それで、川西市さんの場合は、別にマンションをどうこうしようということではないと思いますので、また、別の何かの思いをきっちりとして、「川西市は何をきちんとしていたのか」という思いがあった上で、それをきちっとやるという方法でないと。西宮市のまねをしてもマンションをコントロールするというにしか多分ならないと思いますので。そこはちょっと違うと思いますので。

議 長

今、委員が言ってますけど、平成5年の条例制定の時は、まだ、川西市はどんどん他都市から新住民が入ってきて、もう規制するとかなんとかいうような雰囲気ではなかったんですね。確か。それで、非常に曖昧な大まかな条例となって、先ほどの話が出たように、多田神社の周辺近くにパチンコ屋が出来ることみたいなことを許すというような条例にしていたんですが、今回これが出たということは、ようやく川西市においても他都市同様にこう一度あるべき姿みたいなものを前提にして、条例を見直そうという雰囲気が出てきたから、こういうふうに今日の会議があるんだろうと私は思ってまして、そういう意味では非常に対応している。ただ今日は具体的にこういうことをしたいというのがちらちら見えますけれど、全体の条例の構成を課の中できっちり打合せている雰囲気ではないということだから、皆に好きなことをしゃべれということなんだろうと思います。それでよろしいんですね。そんな雰囲気。だけど、やっぱりこの際やるんだったら、きっちり抜け道を作らないような形で、むしろ、今だからこそ他都市よりも進んだ形での景観形成の方向を示さないといけない。それで、多分市民の内の何人かは反対するかもしれないが、大部分の市民は賛同してくださる、そういう方向をつくり出さなければいけないのかなあと思います。

そういうためにはアドバイザー会議なんかも入れるんですけど、今度、この会議を開いて頂くのだったら、「この程度のところをやりたいたいだけけどその方法はどうか」と、「もう少しこういうふうな方向にしたほうがいいのではないか」という意見を聞くような会を次は、開催して欲しいと思うんです。是非とも、課内である程度ご議論して、「これでどうだろうか」とたき台みたいなものを出すような形で出して頂いたらと思います。

議長

もう、大分時間もきておりますので、これだけは言っておきたいというものがありましたら、一言だけどうぞご発言願います。

委員

景観というのは、「アメとムチ」というか、「北風と太陽」の関係になりますものですから、今、議論になっていますのは、どっちかという、ムチ側のことをきちっと、今まで漠然としていましたので、きちっとということなんですけれど、もう一つアメ側があるんですね。それがどうしても、特に最近、きちっとやっておかないとまずいのかなと思うんですが、市民との協働というそのポイントはですね。例えば、尼崎市さんでも景観市民団体というようなものを認めるみたいな形で、これは別に景観という言葉をつくられてもいいのですが、要するにまちづくり団体という形を旨くつくって行くような方式をとって、だから一番始めに、「景観ワークショップに来られた65名はどんな方ですか」と聞いたのも、わがまち意識を持ってわがまちを良くしようという方が、そういうNPO法人になるべきで、何百万円も補助しなくて良いんですよ。たとえ年間20万円だったとしても皆さん一生懸命頑張られるはずですから。特に他の都市と違って、川西市は団塊の世代の方が非常に多い市ですので、一挙に60歳になっていく。一挙に時間に余裕が出てきているということですので今がチャンスだと思います。実際に、この写真展なんかでも60歳代の応募の方がもう圧倒的に半数ぐらいはおられるということで、その人達が元気ですから、上手に活用するという、上手く景観というものを川西に根付かせるのかなと思っています。写真を撮って出してということだけでは、個人プレーにすぎないので、それをもっと上手く景観団体にしていくということで、市民のお目付け役、市民の活動団体として上手く持っていけるのかなと思っています。実際に本当に、地区計画等と連動で上手く。確か多田グリーンハイツでも自らしっかりとおつくりになった事例、これ、僕の友達が実際アドバイスしてやったんですけど、ニュータウンでも「川西のニュータウンは、全部おらがまちのルールがちゃんとあるで」という形に”きちっ”とセットできる時期にそろそろなっているのかなと思いますので、特にそっちの方を頑張ってほしいと思います。

議長

他にご発言をどうぞ。

委員 奈良の方でも、やっぱりリタイアした奈良を愛する人々が、いろいろガイドの勉強会みたいなものをされて、ガイドの時にしゃべられて、上手く、人が活かされていますね。

委員 40歳代、50歳代でやれといわれても無理なので。川西市は、今は動ける人が増えてきているので、今が良いチャンスですね。

議長 議論はまだ続くと思いますが、一応、大まかなところは今日お出しして頂いたと思いますので、とりあえず今日は我々が言いたい放題のことを言っ、事務局が聞いて、この次にどうまとめるかというふうな作業があと出てきたという段階で、今日の第1回の審議会は終わらせて頂いてよろしいか。それでは今日の川西市都市景観形成審議会は、一応以上で終わらせて頂きたいと思います。活発なご意見ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返ししたいと思います。

事務局 どうもありがとうございました。今日、ちょっと、唐突に規制の話が表に出てしまっ、それだけが前面に立ってしまったという気がするんですけど。5年間の写真展を振り返るために開催したフォーラムも、市民自身の景観に対する考え方を伝える手段ですけど、あまりまだ、はっきりしたものがまだ見られないという状況です。漠然とした自然景観とか、美しいものを残したいなという程度で止まっているのかな。実際、5年間で567点もの写真を頂いて、ある程度の身近なところで、景観を共有したのかなという思いはあるのですが。ただ、「何を守りたいのか」、「どうやって守っていくのか」、「それは誰が決めていくのか」というところのあたりがまだ何もなくて、漠然とした状態で、実は私の個人的な感想も含めて考えると、例えば、守りたい景観の啓発という問題もそこからアレンジして、景観地区なりの指定をするなど、そういったひと工夫をしていかないと、今までのように行政が都市計画でこうかけますという形では、たぶん、うちの市ではなかなか共感は得られないのかなという感じがしています。先ほど委員が言われた、市民団体等あるいは地区の地区計画等を勘察しますと、やっぱり人様のほとんど別の方の財産に対して一方的に周辺から規制をかけるというような形態になりやすいので、このあたり、もう少し市民のみなさんの意識を啓発して、下から盛り上がってくるものをどうやってとらまえるのか、制度をどうつくるかというところに川西らしさみたいなものが出てきたら良いなと考えておりますので。今日、十分な議論が出来ないままで、事務局としても、何か、どっち向いてどうするのかははっきり整理できないままお話を伺いましたけど、今日のお話を参考に、また事務局で検討したうえ、でもう少し川西らしさを含めて検討していきますのでよろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。



それと、今度、加茂遺跡も追加指定されましたね。あれだけ民家がある中をあえて追加指定できたということは、そこに住んでいる人も仕方ないと思ってくださった。まちの中の史跡が拡大できる。それを許してくれるという市民がいらっしゃるという。だから、あんまり、ゆっくりせんでも良いと僕は思いますね。案外物分りの良い市民が多いんじゃないかなと、そういう期待もしています。どうも勝手なことを言いました。

事務局

委員の皆様、長時間にわたりまして、大変貴重な良いご意見を頂きましてありがとうございます。先ほど、部長が申しましたようにやはり誘導ということのを大事にして進めていきたいと思っております。昨年10月に協働と参画のまちづくり推進条例が制定されまして、今年度から来年度にかけて、市民の意向、意見を取り上げる、そういう機会も、また、市民の方に職員を派遣して行政に対する意見や景観に対する思いを聞く機会が増える方向かと思っております。また、総合計画はこの2年程の間に改定がございまして、都市計画マスタープランも平成9年のままで古くなっていますのでそれも含めまして、改定する際に市民の意見を聞きながら委員の皆さんにご提案させて頂いた中で、委員の皆さんの意見を聞かせて頂きたいと思っております。

本日のいろいろな意見を参考にさせてもらいながら、今後の景観まちづくりの展開にしていきたいと思っております。委員の皆さんにおかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、貴重なご意見を頂き大変ありがとうございました。

